【表紙】

【提出日】 平成26年3月28日

【会社名】 コムシスホールディングス株式会社

【英訳名】 COMSYS Holdings Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 髙 島 元

【本店の所在の場所】 東京都品川区東五反田二丁目17番1号

【電話番号】 (03)3448-7100

【事務連絡者氏名】 取締役財務部長 三 又 善 博

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区東五反田二丁目17番1号

【電話番号】 (03)3448-7000

【事務連絡者氏名】 取締役財務部長 三 又 善博

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社(以下「CHD」といいます。)は、平成26年3月27日開催の取締役会決議に基づき、CHDを完全親会社、株式会社セントラルビルサービス(以下「セントラルビルサービス」といいます。)を完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」といいます。)を行うことを決議し、本日付けで株式交換契約を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出いたします。

なお、本臨時報告書記載の未定事項につきましては、決定次第、本臨時報告書の訂正報告書を提出いたします。

2【報告内容】

(1) 本株式交換の相手会社に関する事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社セントラルビルサービス	
本店の所在地	北海道釧路市浦見三丁目 3 番17号	
代表者の氏名	代表取締役社長 吉田 潤司	
資本金の額	10百万円	
純資産の額	181百万円 (平成25年 3 月31日現在)	
総資産の額	253百万円(平成25年3月31日現在)	
事業の内容	ビルメンテナンス業及び警備業等	

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

(百万円)

	平成23年 2 月期	平成24年 2 月期	平成24年3月期	平成25年 3 月期
売上高	427	417	36	490
営業利益 又は営業損失()	3	6	0.9	17
経常利益 又は経常損失()	1	6	1	19
当期純利益 又は当期純損失()	1	4	0.7	12

⁽注)平成24年3月期は決算期変更により1か月決算となっております。

大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

大株主の氏名又は名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合
吉田 潤司	100.0%

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	特筆すべき事項はございません。
人的関係	特筆すべき事項はございません。
取引関係	特筆すべき事項はございません。

(2)本株式交換の目的

情報通信事業者間の熾烈な顧客獲得競争は、インフラ設備の拡充競争の時代からサービスメニューやコンテンツを 競う段階に移行しつつあり、既に、インフラ設備構築のための設備投資は減少傾向に転じております。また、価格競 争力を強化するためのコストダウン要請も今後一層強まるものと見込まれます。

通信建設業として、このような市場構造の変化に迅速に対応しつつ、次代に向けて更なる成長・発展を期するためには、技術革新に対応するための高品質な施工技術力の維持・向上のみならず、より生産性の高い施工体制の再構築による市場競争力の強化と経営基盤の拡充が急務となっております。

このような状況認識のもと、本株式交換は特に当グループ会社の1社である株式会社つうけん(以下「つうけん」といいます。)とセントラルビルサービスとのシナジーを見込み検討するに至りました。

つうけんは、北海道を主たる基盤としてNTTグループへ事業を展開し、情報通信インフラの整備や発展に寄与してまいりました。また、通信建設事業を営む中で、警備事業等の通信建設事業に派生する事業も広く展開しております。

一方、セントラルビルサービスは、北海道の釧路及び札幌を拠点に、ビルメンテナンス事業及び警備事業を営んでおり、釧路エリアにおいては地域に密着した営業からビルメンテナンス及び警備業者として地場業者トップクラスの実績と知名度を有しております。また、近年は札幌にも進出し、清掃・設備管理等の本業から派生する業務の拡大・多角化を進めております。

両社は、本株式交換により対象地域、事業分野等について両社の強みを活かした広範囲な事業展開と経営資源の連携によるシナジーの最大化を追求し、グループとしての成長戦略を強力に推進することによって企業価値の一層の向上を図ってまいります。

(3)本株式交換の方法、本株式交換に係る割当ての内容その他の株式交換契約の内容 株式交換の方法

CHDを完全親会社、セントラルビルサービスを完全子会社とする株式交換を行います。なお、本株式交換は、CHDにおいては、会社法第796条第3項の規定に基づき、簡易株式交換の手続により、株主総会の承認を得ずに、セントラルビルサービスにおいては平成26年4月22日に開催予定の臨時株主総会において承認を受けた上で、平成26年4月23日を効力発生日として行われる予定です。

株式交換に係る割当ての内容

CHDは、本株式交換に際して、本株式交換によりCHDがセントラルビルサービスの発行済株式の全部(200株)を取得する時点の直前時(以下「基準時」といいます。)におけるセントラルビルサービスの株主に対し、セントラルビルサービスの普通株式に代わり、その有するセントラルビルサービスの普通株式の数に、以下の算式により算出される株式交換比率を乗じて得た数のCHDの普通株式を割り当てます(以下、係る方法で株式交換比率を算定する方式を「変動性株式交換比率方式」といいます。)。

なお、割り当てる株式については保有する自己株式を使用する予定です。

株式交換比率 = 1,250,000円 () / C H D の普通株式の平均価格

(4) の手法により算定した、セントラルビルサービスの普通株式1株当たりの評価額

上記算式において、「CHDの普通株式の平均価格」とは、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)市場第一部における平成26年4月7日(同日を含みます。)から同年4月11日(同日を含みます。)までの5取引日における各取引日(但し、取引が行われなかった日を除きます。)のCHDの普通株式1株当たりの売買高加重平均価格の平均値(但し、小数点以下第1位まで算出し、その小数点第1位を四捨五入します。)とします。また、株式交換比率は、小数点以下第1位まで算出し、その小数点第1位を四捨五入いたします。なお、株式交換比率が決定した場合は、お知らせいたします。

株式交換契約の内容

CHDが、セントラルビルサービスとの間で平成26年3月28日付けで締結した株式交換契約の内容は、次のとおりであります。

株式交換契約

コムシスホールディングス株式会社(以下「甲」という。)と株式会社セントラルビルサービス(以下「乙」という。)とは、株式交換を行うため、次のとおり契約を締結する。

(株式交換)

第1条 甲及び乙は、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換(以下、本件株式交換という。)を行い、甲は、本件株式交換により、乙の発行済株式の全部を取得する。

(甲及び乙の商号及び住所)

- 第2条 甲及び乙の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。
 - (1)株式交換完全親会社(甲)

商号:コムシスホールディングス株式会社

住所:東京都品川区東五反田二丁目17番1号

(2)株式交換完全子会社(乙)

商号:株式会社セントラルビルサービス 住所:北海道釧路市浦見三丁目3番17号

(株式交換に際して交付する株式及び割当て)

第3条 甲は、本件株式交換に際して、効力発生日の前日の最終の乙の株主名簿に記載された株主(以下「基準時株主」という。)に対して、乙の普通株式に代わり、その所有する乙の普通株式の数の合計数に、以下の算式により算出される株式交換比率(以下、「本件株式交換比率」という。)を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。

株式交換比率 = 1,250,000円/甲の普通株式の平均価格

上記算式において、「甲の普通株式の平均価格」とは、株式会社東京証券取引所市場第一部における平成26年4月7日(同日を含む。)から同年4月11日(同日を含む。)までの5取引日における各取引日(但し、取引が行われなかった日を除く。)の甲の普通株式1株当たりの売買高加重平均価格の平均値(但し、小数点以下第1位まで算出し、その小数点第1位を四捨五入する。)とする。また、株式交換比率は、小数点以下第1位まで算出し、その小数点第1位を四捨五入する。

- 2 甲は、本件株式交換に際して、基準時株主に対して、その所有する乙の普通株式1株につき、本件株式交換比率と同数の甲の普通株式を割り当てる。
- 3 甲が前各項に従って、基準時株主に対し交付する甲の普通株式の数に1株に満たない端数がある場合、会社法 第234条その他の関係法令の規定に基づき処理するものとする。

(甲の資本金及び準備金の額)

第4条 甲は、本件株式交換により、その資本金の額及び準備金の額を増加しないものとする。

(効力発生日)

第5条 効力発生日は、平成26年4月23日とする。ただし、本件株式交換の手続の進行状況に応じて必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができるものとする。

(株主総会の承認等)

- 第6条 甲は、本契約については、会社法第796条第3項の規定により、株主総会の決議による承認を受けることなく、 本件株式交換を行う。
 - 2 乙は、株主総会を開催し、本契約書の承認及び本件株式交換に必要な事項の決議を経るものとする。

(善管注意義務)

第7条 甲及び乙は、本契約締結後効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもってそれぞれ業務の執行及び財産 の管理を行い、その財産及び権利義務に重大なる影響を及ぼす行為を行う場合には、予め甲乙協議して合意の うえ実行するものとする。

(株式交換条件の変更及び本契約の解除)

第8条 本契約の締結日から効力発生日に至るまでの間において、天災事変その他の事由により、甲又は乙の資産若しくは経営状態に重要な変動が生じたときは、甲乙協議のうえ、株式交換条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

(本契約の効力)

- 第9条 本契約は、次の各号に該当する場合には、その効力を失う。
 - (1) 第6条に定める甲及び乙の承認が得られないとき
 - (2) 甲と本日現在の乙の株主との間で別途締結する「株式交換に関する付帯契約書」9条1項各号に定めるクロージング条件を充足しないとき
 - (3) 法令に定める関係官庁の承認が得られないとき

(協議事項)

第10条 本契約に定めるもののほか、株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従って、甲乙協議のうえ、これ を 決定するものとする。

本契約の成立を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成26年 3 月28日

甲 東京都品川区東五反田二丁目17番1号 コムシスホールディングス株式会社 代表取締役 髙島 元

乙 北海道釧路市浦見三丁目3番17号 株式会社セントラルビルサービス 代表取締役 吉田 潤司

(4)本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

変動性株式交換比率方式採用の背景

通常の株式交換では、公表時に株式交換比率及び対価として交付される株式交換完全親会社の株式数は確定いたしますが、本株式交換では、対価が上場株式であるCHDの株式であり、市場株価が変動することから、効力発生日においてセントラルビルサービスの株主に対して割当交付されるCHD株式数は、現時点では確定いたしません。これは、通常の株式交換であれば、セントラルビルサービスの株主にとって、本株式交換により割当交付されるCHDの株式の価格変動リスクを負担することになるところ、変動性株式交換比率方式であれば、当該価格変動リスクを回避することができるメリットがあることを重視し、CHDとセントラルビルサービスで交渉・協議を行い決定したものであります。

株式交換比率の算定根拠等

セントラルビルサービスの株式価値については、DCF方式、類似会社比較方式、時価純資産方式に基づく評価 額を算定し、当該結果を総合的に勘案し、1,250,000円と決定しております。

一方、対価として交付するCHDの株式価値については、変動性株式交換比率方式であることから本株式交換の 効力発生日直前の市場株価を採用することが望まれますが、効力発生日前に必要とされる所定の証券保管振替制度 上の事務対応期間を設け、その直前の一定期間における各取引日の売買高加重平均価格の平均値とすることが妥当 と判断いたしました。

算定機関の名称並びに上場会社と対象会社との関係

算定にあたっては、その公平性・妥当性を担保するために、両社は、両社から独立した第三者算定機関である株式会社日本M&Aセンター(以下「日本M&Aセンター」といいます。)に専門家としての意見を求めることとし、株式価値及び株式交換比率の算定を依頼いたしました。なお、日本M&Aセンターは、CHD及びセントラルビルサービスの関連当事者には該当せず、記載すべき重要な利害関係は有しておりません。

算定の概要

両社は日本M&Aセンターを交え、それぞれ両社の財務状況、資産状況、財務予測等の将来収益や市場株価の動向等の要因を勘案しながら、慎重に協議を重ねてまいりました。その結果、前記(3) 及び のとおり、変動性株式交換比率方式を採用することとなりました。

その後、セントラルビルサービスの価値については、日本M&Aセンターより受領した株式交換比率算定の基礎となる1株当たり株式価値の指標値(以下、「1株当たり価値」といいます。)の分析結果を参考に両社で真摯に協議した結果、セントラルビルサービスは、その事業領域及び事業展開地域を鑑みると、今後、単独での著しい成長は見込みにくいと判断されます。そのため、セントラルビルサービスの成長性よりも、現時点における資産価値を相対的に重視することとし、時価純資産方式を採用し、日本M&Aセンターから提示を受けた結果の範囲内で、1株1,250,000円とすることが妥当と判断し、両社合意に至りました。

一方、対価として交付するCHDの株式価値については、変動性株式交換比率方式であることから本株式交換の 効力発生日直前の株価を採用することが望まれますが、効力発生日前に必要とされる所定の証券保管振替制度上の 事務対応期間を設け、その直前の一定期間における各取引日の売買高加重平均価格の平均値とすることが妥当と判 断いたしました。

また、日本M&Aセンターは、株式交換比率算定の基礎となるセントラルビルサービスの1株当たり価値についてDCF方式、類似会社比較方式、時価純資産方式という算定方式を採用して分析し、本株式交換の実態等に照らして、下記の表に基づき、CHDに対して各算定方式の結果の意味するところの説明を行いました。

算定方式	株式交換比率算定の基礎となる 1 株当たりの価値レンジ
D C F 方式	1,495,000 円~1,555,000 円
類似会社比較方式	1,385,000 円~1,480,000 円
時価純資産方式	1,005,000 円~1,315,000 円

(注) DCF方式の前提となるセントラルビルサービスの損益予測値は、進行期の着地見込みに基づいたものであり、将来の損益変動を加味したものとはなっておりません。また、当該予測値が永続するものと仮定して株式価値を算定しております。

(5)本株式交換の後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産

の 額、総資産の額及び事業の内容

商号	コムシスホールディングス株式会社
本店の所在地	東京都品川区東五反田二丁目17番1号
代表者の氏名	代表取締役社長 髙島 元
資本金の額	10,000 百万円
純資産の額	現時点では確定しておりません。
総資産の額	現時点では確定しておりません。
事業の内容	情報通信工事事業、電気通信設備工事事業及び情報処理関連事業等

以上